（記載上の注意）

1　中間連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに中間包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。

2　法令等に基づき、又は株式会社日本政策投資銀行及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

4　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

⑶　中間連結損益及び包括利益計算書

〔「⑴　中間連結損益計算書」及び「⑵　中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	
資金運用収益	
（うち貸出金利息）	
（うち有価証券利息配当金）	
役務取引等収益	
その他業務収益	
その他経常収益	
経常費用	
資金調達費用	
（うち預金利息）	
役務取引等費用	
その他業務費用	
営業経費	
その他経常費用	
経常利益	
（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失	
税金等調整前中間純利益	
（又は税金等調整前中間純損失）	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
法人税等合計	
少数株主損益調整前中間純利益	
（又は少数株主損益調整前中間純損失）	
少数株主利益	
（又は少数株主損失）	
中間純利益	
（又は中間純損失）	
少数株主利益	
（又は少数株主損失）	
少数株主損益調整前中間純利益	
（又は少数株主損益調整前中間純損失）	
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	
繰延ヘッジ損益	
為替換算調整勘定	
持分法適用会社に対する持分相当額	
中間包括利益	
親会社株主に係る中間包括利益	
少数株主に係る中間包括利益	

（記載上の注意）

1　1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を銭単位で注記すること。

2　上記のほか、株式会社日本政策投資銀行及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

3　中間連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに中間包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。

4　法令等に基づき、又は株式会社日本政策投資銀行及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

5　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

6　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

別表第四第3号様式の表中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に、「評価・換算差額等合計」を「その他の包括利益累計額合計」に改め、同表第3号様式の表記載上の注意4及び5中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令別表第三は、平成二十三年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

3　この省令による改正後の株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令別表第四は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

○文部科学省令第五号

技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第三十一条の規定に基づき、技術士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月二十五日　　文部科学大臣　髙木　義明

技術士法施行規則の一部を改正する省令

技術士法施行規則（昭和五十九年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。